

「まん延防止等重点措置」の適用下における小中学校での教育活動について（R3.8.23版）

令和3年8月23日

草津市教育委員会

「まん延防止等重点措置」の適用下における草津市立小中学校での教育活動について、8月24日から措置が解除されるまでは次のとおりとします。なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、見直す場合があります。

【始業式等の集会的な行事や活動】

次の①・②の場合において、時間の短縮等の工夫をするとともに、換気を十分に行った上で実施することとします。

①室内外の活動では、児童生徒は1メートルを目安に間隔をとるようにします。

②児童生徒の間隔を1メートル確保することが難しい場合は、オンラインや分散形式で実施します。

【学校行事】

①体育祭・運動会・文化祭等の開催、校外での教育活動（校外学習（県の事業である「うみのこ（びわ湖フローティングスクール）」「やまのこ」「たんぼのこ」等も含む）、フィールドワーク、団体鑑賞、発表会など）、中学生の職場体験学習については、実施しないこととします。

②中学生の高等学校体験入学については、各高等学校の基準に準じます。

③授業参観等は実施しないこととします。

④教育実習生、学生ボランティア等の受け入れを行わないこととします。

⑤外部講師を招聘しての授業は行わないこととします。（ただし、オンラインを活用しての授業は可とします。）

【修学旅行】

修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等を考慮するとともに、感染防止策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、延期することとします。

延期する場合には、感染状況を見極めながら、近距離での実施、旅行日程の変更や短縮など実施方法の適切な変更・工夫について以下の基準を加えた上で検討します。

①国から非常事態宣言（緊急事態宣言）およびまん延防止等重点措置が出されていないこと。

②滋賀県および行き先（宿泊地、活動地等）に非常事態宣言（緊急事態宣言）およびまん延防止等重点措置が出されていないこと。

③「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準において、滋賀県および行き先（宿泊地、活動地等）の感染レベルがともにレベル1であること（地域の感染レベルについては、1週間ごとに見直されています。）

④国もしくは滋賀県および行き先（宿泊地、活動地等）の自治体から都道府県をまたぐ移動自粛やそれに準じる呼びかけがなされていないこと。

⑤修学旅行実施日の2週間前の時点において、上記①～④であること。

【学校生活全般】

- ①発熱等で体調不良の場合には、自宅で休養もしくは医療機関への相談・受診を行い、無理のない登校をお願いします。
- ②登下校時には、友達との距離を十分確保しながら通学します。
- ③学校生活全般において、手洗い、マスク着用、密の回避を指導します。
- ④昼食は黙食とし、教員が児童生徒に向き合って食べる時にはアクリル板等を利用します。
- ⑤エアコン使用時でも常時サーキュレーター等を使用する等、教室の換気を行います。

【各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」】

- ①学習活動全般において、近距離での対面形式やグループワークは、マスク着用の上、各時間15分以内とします。
- ②学校外での活動（校外でのフィールドワークや町探検等の教育活動）は実施しないこととします。
- ③音楽科の授業での管楽器演奏（リコーダー・鍵盤ハーモニカ等）は実施しないこととします。合唱については、マスクを着用し、児童生徒が1mの間隔がとれる環境が維持できる場合のみ活動可とします。
- ④家庭科の授業等での調理の実習については、実施しないこととします。
- ⑤体育科の授業で密集したり近距離で組み合ったり、接触したりする運動については、実施しないこととします。

（参照）運動時のマスク着用について

- ・運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこととします。
- ・呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WGBT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策（2メートル程度間隔をとる等）を講じた上で、マスクを外すこととします。

【中学校の部活動】

実施しないこととします。

ただし、期間中に実施される全国レベルの公式試合・大会に限り、生徒および保護者の同意のもと、可能とします。その場合、大会直前の練習のみ可としますが、最低限の人数で短時間の練習とします。

（参照）まん延防止等重点措置期間中の学校体育施設の開放事業は実施しません。

【学校臨時休業および学年臨時休業における学習保障について】

臨時休業等により、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合については、教材等を活用した学習とともに、同時双方向型のオンライン授業や授業動画等のオンデマンド配信、ウェブサイトを活用した指導等を実施いたします。

- ①自宅にネット環境が整備されていない場合は、モバイルルーター等の貸出しを行っておりますので、詳しくは次のQRコードまたはURLより草津市ホームページをご覧ください。お問い合わせ先：草津市教育委員会事務局学校政策推進課561-6981)
- ②休日等で、整備された端末の持帰りができていない場合、自宅のパソコン等の利用に御協力ください。また、その際、児童生徒に安全・安心に利用するための使用ルール等を指導していますが、ご家庭でもご指導ください。

URL：

https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/hoikukyoiku/shochugakkou/gako_seisaku_ruta-.html

QR

